

令和5年12月28日
総務部人事課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【無届の早退】

1 発生日

令和5年4月15日（土）から7月29日（土）まで

2 被処分者

所属：子ども未来部

役職：係長級

年齢：60歳

3 処分内容

停職3月

4 処分年月日

令和5年12月27日（水）

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和5年4月15日から7月29日にかけて、相当の理由なく無届の早退行為を繰り返したことにより職員等の信頼を損ねるなど、業務に著しい支障を生じさせたものである。